

長野原町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

(20年4月1日現在)

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野原町	52.1 歳	9 人	317,800 円	330,400 円	328,663 円				
うち用務員	54.8 歳	* 人	321,100 円	327,217 円	326,076 円	用務員	53.9 歳	225,900 円	1.44
うち運転手	51.1 歳	* 人	328,800 円	354,900 円	342,717 円	自家用乗用 自動車運転者	53.6 歳	208,600 円	1.70
うち学校給食員	44.6 歳	* 人	302,400 円	327,500 円	329,317 円	調理士	41.5 歳	265,200 円	1.23
群馬県	47.8 歳	208 人	322,784 円	359,499 円	346,453 円				
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円		320,623 円				
類似団体	49.2 歳	8 人	265,841 円	285,612 円	278,019 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長野原町			
うち用務員	5,431,304 円	3,227,400 円	1.68
うち運転手	5,835,000 円	2,759,100 円	2.11
うち学校給食員	5,447,400 円	3,582,900 円	1.52

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成17年～19年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(公務員データは、正規職員のデータであり、臨時職員等のデータは含まれていない。)

年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (20年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
長野原町	人	人	人	人	人	人	人	1 人	3 人	3 人	2 人	人	9 人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用(三級制)

イ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

技能労務員に限らず、業務に従事した場合に支給される。

(医師に係るもの以外は22年度まで支給凍結)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	業務従事職員	町税の賦課及び徴収等	日額 500円
感染症及び家畜伝染病作業手当	作業従事職員	病菌の防疫作業等	日額 300円
診療所医師医療技術手当	診療所医師	診療業務等	月額 100,000円
診療所医師往診手当	診療所医師	往診業務	月額 40,000円
放射線取扱手当	取扱従事職員	放射線取扱業務の助手	日額 300円
国土調査業務手当	国土調査業務従事職員	長狭物調査及び一筆調査	日額 300円
用地交渉業務手当	用地交渉業務従事職員	用地交渉業務	日額 300円
塩素取扱業務手当	塩素取扱業務従事職員	塩素取扱業務	日額 300円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

2 基本的な考え方

給与については、国や県及び近隣町村等の動向を見極めながら必要に応じてその都度見直しを行います。

また、職員については技能労務職員の職務の性格や内容を考慮しながら、退職職員の不補充を基本として、その適正化に努めていきます。

3 具体的な取組内容

給料表については現行の給料表を踏襲していくこととしますが、昇給基準については民間の給与水準に留意するとともに、近隣町村等との均衡を図りながら適正な運用に取り組んでいきます。

4 その他

職員については、今後も退職者不補充を推進し、臨時職員等の活用により費用抑制に努める。

また、技能労務職員の業務内容の見直し及び現場の状況を精査し、民間委託が可能な業務については積極的に民間活力の導入を推進します。